

年金生活者支援給付金制度が始まります

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。

ご案内や事務手続きは日本年金機構（年金事務所）が実施します。

●対象

【老齢基礎年金を受給している方】

- ・次の要件を全て満たしている方
- ・65歳以上
- ・世帯の方全員の住民税が非課税
- ・年金収入額とその他の所得の合計が約88万円以下

【障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方】

前年の所得額が約462万円以下

●請求手続き

平成31年4月1日以前から年金を受給している方で、対象となる方には日本年金機構から手続きのご案内が順次届きます。

平成31年4月2日以降に年金を受給し始めた方は年金の請求手続きと併せて請求手続きをしてください。

●問合せ先

給付金専用ダイヤル
☎ 0570-10514092

空き家総合相談窓口

本村は、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会と「飛島村における空き家等対策に関する協定」を締結し、空き家等に関する相談について「空き家総合相談窓口」を開設しましたので、ご活用ください。

●受付時間

平日午前9時～正午、午後1時～5時まで

※相談は、原則無料です。（個別具体的な内容となる場合や、専門家の派遣が必要な場合は、有料となります。通信料は、相談者の負担となります。）

●問合せ先

愛知県宅地建物取引業協会
☎ 052-1522-2567

ブロック塀等撤去費を補助します

地震発生時における道路等に面したブロック塀等の倒壊による災害から身体および財産を保護するため、ブロック塀等を撤去する工事に要する費用の一部を補助します。

●補助限度額

10万円

●補助対象

村公式ホームページまたは開発部建設課までお問合せください。

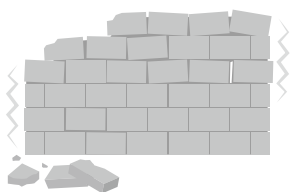
●補助対象期限

令和4年3月31日

※補助金申請は、工事着手前に申請していただく必要があります。申請前にブロック塀等を撤去されますと、補助金対象外となりますのでご注意ください。

●問合せ先

開発部建設課



警察からのお知らせ

けいさつ
だより



飛島村内犯罪状況（令和元年8月）

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
8月	0	0	0	2	0
1～8月	3	1	0	3	0
区分	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
8月	0	0	0	0	1
1～8月	0	0	2	0	4
区分	部品ねらい	自販機ねらい	万引き	その他	
8月	2	0	0	2	
1～8月	6	3	0	7	